

2025 年度 学生生活心得
(27・28 期生)

学 校 法 人 小 池 学 園
埼 玉 東 萌 美 容 専 門 学 校

学生規定

教 1) 卒業

卒業認定は、本校学則第 22 条第 2 項に定める、所定の 2 年の課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、卒業に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月に行われる卒業認定会議での協議を経て、校長が認定を行う。

卒業認定の方針は、美容師国家資格取得のために必要な知識及び技術力を修得し、本校学則第 1 条（目的）に掲げる「実践力のある美容師」として基本となる能力を身につけた者に「専門士」の称号を授与し卒業の認定を行う。

教 2) 進級

進級認定は、第 10 条に定める学習の評価に基づき課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、進級に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月の行われる進級判定会議での協議を経て、校長が認定を行う。

進級認定の方針は、美容に関する体系的な知識と技術を修得した者に進級の認定を行う。

教 3) 時間

1. 1 年間で前期 4 月～9 月・後期 10 月～3 月の 2 期、2 年間で計 4 期を設定する。
2. 時間割

予 鈴	8 : 4 0 ~
ホームルーム	8 : 5 0 ~ 9 : 0 5
1 時限目	9 : 0 5 ~ 1 0 : 3 5
2 時限目	1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5
昼 休 み	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0
3 時限目	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
清 掃	1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5
ホームルーム	1 4 : 5 0 ~
※4 時間目	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
清 掃	1 6 : 1 0 ~ 1 6 : 2 5
※ ホームルーム	1 6 : 3 0 ~

教 4) 単位修得(出席・試験合格・学費納入)

1. 各期(教 3-1)毎に法定単位を修得していること。
2. 各教科課目の出席時数が所定授業時数の 5 分の 4 に到達していること。
3. 各教科とも試験(教 7 及び教 9)に合格していること。
4. 学費を完納していること。

5. 学校長が認めた場合にはこの限りではない。

教 5) 学修成果の評価

学修成果の評価は、定期試験、授業受講の態度、成果物（技術点、提出課題）等の評価を点数化し、評価点に応じてABC評定により行う。

合否については、60点以上（C評定）以上を合格とし、59点以下（D評定）は不可とする。

また、学則第10条に規定している出席時数の基準を満たしていなければ、その教科課目の評価を受けることはできない。

評価判定基準

評 価 点	100～80	79～70	69～60	59 以下
評 定	A	B	C	D

教 6) 成績評価における客観的な指標

成績評価における客観的な指標は、当該年度で履修した課目の成績評価を点数化し、履修課目の合計点の平均により指標となる数値を算出する方法により行う。

客観的な指標の算出方法					
$\text{指標の数値} = \frac{\text{当該年度履修課目合計点}}{\text{当該年度履修課目数}}$ (平均点)					
学科名	美容科	学年	●年	学生数	◆名
成績の分布					
指標の数値 (平均点)	100～80	79～70	69～60	59 以下	
評 定	A	B	C	D	
人 数	▲名	○名	■名	0名	

下位 1/4 に該当する人数 ◇名

下位 1/4 に該当する指標の数値 ▽点以下

(ただし、下位 1/4 を算出するため同点の場合、小数点第 1 位で判断)

教 7) 定期試験

1. 学科

- ① 各期毎に期末試験を実施する。
- ② 試験結果は、出席時間の規定時間終了をもって有効とする。
- ③ 各教科とも、100点満点中60点以上（評価判定基準C評定以上）を合格とする。
- ④ 試験時間は原則として50分間とする。
- ⑤ 遅刻をした場合、本人の希望により当該時間内に受験することが可能であ

る。

- ⑥ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。(席を外した時点で試験解答用紙を回収)
- ⑦ 試験中に不正行為等があった場合は、当該課目を不合格とする。
- ⑧ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。(ロッカー管理とする。)
- ⑨ 解答記入の際は必ずHBの鉛筆もしくはHBの芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用する。
- ⑩ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は、当該課目を不合格とする。
- ⑪ 定期試験欠席者には追試験を実施する。
- ⑫ 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)には、再試験を実施する。
- ⑬ 忌引、出席停止の場合、本試験を別日に実施する。

2. 実技

- ① 各期毎に期末試験を実施する。
- ② 試験結果は、出席時間の規定時間終了をもって有効とする。
- ③ 各教科とも、100点満点中60点以上(評価判定基準C評定以上)を合格とする。
- ④ 遅刻をした場合、本人の希望により当該時間内に受験することが可能である。
- ⑤ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ⑥ 試験中に不正行為等があった場合は、当該課目を不合格とする。
- ⑦ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。(ロッカー管理とする。)
- ⑧ 定期試験欠席者は追試験を実施する。
- ⑨ 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)(評価判定基準D評定以下)には、再試験を実施する。
- ⑩ 忌引、出席停止の場合、本試験を別日に実施する。

教 8) 追試験・再試験等

- ① 定期試験欠席者には追試験を実施する。
- ② 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)(評価判定基準D評定以下)には、再試験を実施する。
- ③ 追試験・再試験日程
指定した日程で実施する。
指定された日程で受講しなかった場合は不合格となる。
- ④ 再試験・追試験ともに100点満点中60点以上(評価判定基準C評定以上)を合格とする。
- ⑤ 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。

- ⑥ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ⑦ 試験中に不正行為等があった場合は、追試験・再試験の当該課目を不合格とする。
- ⑧ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑨ 解答記入の際は必ずHBの鉛筆もしくはHBの芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用すること。
- ⑩ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は当該課目を不合格とする。
- ⑪ 追試験・再試験合格者の学習評価点は60点(評価判定基準C評定)とする。
- ⑫ 追試験・再試験共に、受験料は各教科1,000円とする。
再々試験以後各教科につき5,000円とする。
- ⑬ 無断欠席の場合、追試験・再試験ともに、受験料は2,000円とする。

教 9) 検定試験

1. 学科

- ① 各学年次共、検定試験を年3回実施する
- ② 1学年次は6・5・4級の検定試験を実施し、4級合格をもって進級条件の一つとする。
- ③ 2学年次は3・2・1級の検定試験を実施し、2級合格をもって卒業見込条件の一つとし、1級合格をもって卒業条件の一つとする。
- ④ 出題、採点方法は、国家試験に準ずるものとする。
- ⑤ 各教科枠において0点があった場合および、不正行為等があった場合は、全教科不合格となる。
- ⑥ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑦ 解答の記入の際は、必ずHBの鉛筆もしくはHBの芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用する。
- ⑧ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は当該課目を不合格とする。
- ⑨ 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ⑩ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。(席を外した時点で試験解答用紙を回収)
- ⑪ 各級ごとの合格水準は下記とする。
 - 6級：国家試験基礎問題 (60点合格)
 - 5級：国家試験基礎問題 (60点合格)
 - 4級：国家試験基礎問題 (60点合格)
 - 3級：国家試験対応問題 (60点合格)
 - 2級：国家試験対応問題 (70点合格)
 - 1級：国家試験対応問題 (80点合格)

- ⑫ 検定試験の追検定・再検定について
- イ) 検定試験欠席者には追検定を実施する。
 - ロ) 検定試験不合格者には再検定を実施する。
 - ハ) 追検定・再検定共に、受験料は1,000円とする。
 - ニ) 無断欠席の場合、追検定・再検定ともに、受験料は2,000円とする。
 - ホ) 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑬ 忌引、出席停止の場合、本試験を別日に実施する。

2.実技

①実施

- イ) 1年次は、3級検定試験を実施する。
- ロ) 2年次は、2級・1級検定試験を実施する。

②各級ごとの合格水準は下記とする。

- 3級：進級検定試験(60点合格)
- 2級：卒業見込取得検定試験(70点合格)
- 1級：卒業検定試験(70点合格)

③検定試験の追検定・再検定について

- イ) 検定試験欠席者には追検定を実施する。
- ロ) 検定試験不合格者には再検定を実施する。
- ハ) 追検定・再検定共に、受験料は1,000円とする。
- ニ) 無断欠席の場合、追検定・再検定ともに、受験料は¥2,000とする。
- ホ) 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ヘ) 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ト) 試験中に不正行為等があった場合は、不合格とする。
- チ) 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)

④ 忌引、出席停止の場合、本試験を別日に実施する。

教 10) 社会人検定

①概要

- イ) 接客、衛生の2分野で実施
- ロ) 評価は教職員が実施する

②実施

- イ) 各分野とも、年数回実施される
- ロ) 検定は3級、2級、1級の順で実施される

③評価(合格基準)

- ・ 3級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が60点以上の

者

- ・ 2級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が70点以上の者
- ・ 1級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が80点以上の者

教11) 公認欠席

1. 公認欠席を希望する場合は、事前に申請し許可を得なければならない。
2. 公認欠席は、下記項目とする。
 - ① 就職活動
 - イ) 入社試験並びに面接試験のみとする。(見学は認めない)
 - ロ) 事後は、速やかに所定の報告書を提出すること。
 - ② その他学校長が認めた場合。

教12) 褒章

1. 皆勤は、無欠席・無遅刻・無早退者とし、卒業時に表彰する。
2. 精勤は、3日以内の欠席（遅刻・早退は3回で1日の欠席とみなす）者とし、卒業時に表彰する。
3. その他、優秀者には表彰がある。

教13) 忌引

学生本人の近親者が死去したときは、所定の書類を提出することにより忌引を認める。忌引は皆勤、精勤には影響しない。また忌引により遠隔地に赴くときは、その往復に要する日数を忌引き日数として加算することができる。
※本校所定の届け出書類及び会葬礼状等の提出を要する。

教14) 出席停止

学生が感染症にかかったとき、かかっている疑いのあるとき、かかるおそれのあるときは、医師の証明により学校への登校及び授業への出席を停止する。出席停止は皆勤、精勤に影響しない。
※新型コロナワクチンにかかる欠席（接種日、副反応等）については出席停止とする。ただし、接種記録の提出を要する。

欠席理由		期間	提出書類	提出期限
忌引	①本人の父母、子など又は配偶者	7日以内	①忌引届 ②会葬礼状等	事後1週間以内
	②本人の祖父母、兄弟姉妹など	3日以内		
	③本人の曾祖父母、伯叔父母など	1日以内		
出席停止	④学校保健安全法施行規則第18条に規定する「学校において予防すべき感染症の種類」にかかった者、かかっている疑いのある者、かかるおそれのある者		①出席停止届	出席可能となった日から1週間以内

学 1) 学生心得

信用・信頼される人間になろう

1. 挨拶
2. 時間厳守
3. 整理整頓
4. 敬語

学 2) 喫煙・飲酒等

1. 喫煙・飲酒

- ① 校内での喫煙・飲酒は禁止する。
- ② 校内で喫煙・飲酒があった場合は学 13) を適用する。

2. その他

- ① 飲食は決められた時間・場所のみとする。
- ② ガムは禁止とする。

学 3) 登校・下校

1. 申請した手段で登校・下校すること。
2. 自動車での登校・下校を禁止する。
3. 但し、学校長が認めた場合はこの限りではない。

学 4) 連絡

1. やむを得ず遅刻・欠席をする場合は、8:15～8:45までに本人又は保護者が学校へ連絡すること。
 - ① 無断遅刻・欠席・早退の場合は、本校規定のペナルティーを課す。
 - ② 長期欠席の連絡は、状況により経過を連絡すること。
2. 遅刻(電話連絡)・早退(担任の許可)の場合は、職員室に立ち寄り報告すること。
(報告のない場合は無断とみなす)
3. 但し、学校長が認めた場合はこの限りではない。

学 5) 時間

1. 時間にゆとりを持って行動すること
 - ① 8:40に予鈴がなる。
 - ② 各時限開始のチャイムがなるまでに着席していること。
2. 昼休み
 - ① 原則として12:15～13:00までの45分間とする。
3. 下校時間
 - ① 原則として16:50を完全下校時間とする。

学 6) 持ち物

1. 持ち物は自己管理(ロッカー使用)とする。

学 7) 服装等

1. 白衣は終日着用すること。

学 8) 挨拶

1. 挨拶を進んで行うこと。

学 9) 授業心得

1. 必ず担当教員の指示に従うこと。

学 10) 携帯電話・スマートフォン

1. 携帯電話、スマートフォンは休み時間・放課後以外は、学校にて管理をいたします。
2. 担当教員の許可がなくホームルーム、授業時間中、清掃時間中に携帯電話、スマートフォンの使用が認められた場合はその場で学校預かりとなる。
3. 返却は学校所定の手続きに従うこと。

学 11) 施設・設備・備品

1. 破損・紛失
 - ① 施設・設備・備品等を破損及び紛失した場合、速やかに担任へ報告すること。
 - ② 日常の施設使用において故意に破損、または使用法の誤りにより破損した場合、本人負担とする。

学 12) その他

1. 暴力行為・賭博・窃盗・授業妨害等、本校の学生として逸脱する行為を禁止する。
2. 深夜のアルバイトを禁止する。
3. 校外研修や見学授業等は別途規定がある。
4. 各クラスにおける積立金は、期日までに納入すること。

学 13) 処分規定(学則 25 条より)

本校の学生として逸脱する行為があった場合、以下のとおり処分する。

- ① 警告処分 1 口頭注意・校内清掃
- ② 警告処分 2 口頭注意・始末書提出・校内清掃
- ③ 戒 告 口頭注意・始末書提出・課題提出・校内清掃
- ④ 謹 慎 口頭注意・始末書提出・課題提出・自宅謹慎 3 日間
- ⑤ 停 学 厳重注意・始末書提出・課題提出・停学 5 日間
- ⑥ 無 期 停 学 厳重注意・始末書提出・課題提出・停学
- ⑦ 退 学 処 分

但し、違反内容により、上記以外の処分を行うことがある。

事務

事 1) 事務について

1. 事務所は玄関入口にある。
2. 開設時間は 8:45~16:00 までである。
3. 教具の販売、教具の貸出(有料)を行う。
4. 各種証明書の発行を行う。
 - ① 証明書発行願に必要事項を記入の上捺印し、代金を添えて事務所にて申請すること。
 - ② 申請から発行まで 3 日間を要する。(学校休日を除く)

附則

1. この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する
2. この規定は、平成 11 年 4 月 1 日より改定実施する
3. この規定は、平成 12 年 4 月 1 日より改定実施する
4. この規定は、平成 13 年 4 月 1 日より改定実施する
5. この規定は、平成 14 年 4 月 1 日より改定実施する
6. この規定は、平成 15 年 4 月 1 日より改定実施する
7. この規定は、平成 16 年 4 月 1 日より改定実施する
8. この規定は、平成 17 年 4 月 1 日より改定実施する
9. この規定は、平成 18 年 4 月 1 日より改定実施する
10. この規定は、平成 19 年 4 月 1 日より改定実施する
11. この規定は、平成 20 年 4 月 1 日より改定実施する
12. この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より改定実施する
13. この規定は、平成 22 年 4 月 1 日より改定実施する
14. この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より改定実施する
15. この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より改定実施する
16. この規定は、平成 25 年 4 月 1 日より改定実施する
17. この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より改定実施する
18. この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より改定実施する
19. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より改定実施する
20. この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改定実施する
21. この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より改定実施する
22. この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より改定実施する
23. この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より改定実施する
24. この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より改定実施する